

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(二) 平成二十七年二月十八日

告示

岐阜県告示第九十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

1 四 ベンジルピペリジン(通称名四 ベンジルピペリジン)及びその塩類

2 一 (二・三)ジヒドロ一Hインデン 五 イル(二)ピロリジン

一 イル(ヘキサン一オン(通称名五 B P D I)及びその塩類

3 メチルニ(一) (四)フルオロベンジル(一H)インダゾール 三 カル

ボキサミド「三・三」ジメチルブタノアイト(通称名FUB ADB)及びその

塩類

4 キノリン 八 イル(一) (四)フルオロベンジル(一H)インダゾール

三 カルボキシラート(通称名FUB NPB 二二)及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある

と認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成二十七年二月十九日

平成二十七年二月十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社